

改正

平成12年3月31日条例第3号

平成18年12月19日条例第22号

平成30年3月27日条例第14号

武豊町都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2の規定に基づき武豊町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ法に基づく都市計画に関して必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 7人以内

(2) 町議会議員 10人以内

2 前項第1号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させる必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委

員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に審議会の所掌事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、町の職員のうちから町長が任命する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第22号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条第1項第1号の規定により、新たに任命される委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成32年3月31日までとする。